

# 山形県正社員雇用促進奨励金(離職者支援) のご案内

～新型コロナにより就労の場を失った方の再就職を支援します～

新型コロナウイルスの影響下において、離職を余儀なくされた県民の就業先の確保を支援します。

新型コロナウイルス感染症拡大により就労の場を失った方を以下の条件を満たして雇用した場合、  
事業者に対し、対象者1人につき**30万円**(中小企業等の場合)を支給します。

## ○奨励金の対象となる事業者

以下の要件をすべて満たす事業者

- ①令和2年11月1日から令和3年1月31日の間に以下の対象者の雇用を開始し、1か月以上継続して雇用している
- ②山形労働局管内に雇用保険適用事業所があること

## ○雇用の対象者

以下の要件をすべて満たす者

- ①令和2年4月1日以降、新型コロナを起因として解雇・雇止めされた者
- ②雇入れ日において県内に居住しかつ県内事業所に勤務する者
- ③解雇・雇止め時、県内に居住しかつ県内事業所に勤務していた者
- ④雇用日の前日から過去6か月間に当該事業所で就労していない者
- ⑤当該事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族でない者

## ○奨励金

中小企業等 **30万円/人**      大企業 **10万円/人**

## ○受付期間

**雇入れ日以後1か月を経過する日から令和3年3月1日まで**

## ○申請手続

\* 「山形県正社員雇用促進奨励金支給申請書」に必要事項をご記入ください。

≪添付書類≫

- ・雇用契約書の写し
- ・出勤簿及び賃金台帳の写し
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業者控)の写し
- ・雇用保険被保険者離職票2の写し(離職理由が記載されているもの)  
\* 離職理由が定年退職、自己都合退職は除く
- ・誓約書



<お問合せ先・提出先>

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県産業労働部 雇用対策課 正社員化・働き方改革推進担当

電話023-630-3245      FAX023-630-2376